

アルコールチェック義務化への対応はお済ですか？ 『防災減災』の事前対策でお困りのことはないですか？

近年、様々な法改正が施行され、中小企業においても社内規則や体制整備が求められています。また、年々頻発する自然災害についても広く企業に対応計画の策定が求められ、何から手を付ければよいのか、と悩まれている中小企業の皆さまも少なくないのではないのでしょうか。そのような情勢を踏まえ、愛知県中央会では経営革新等支援機関である三井住友海上社との共催でリスク低減のためのWEBセミナー開催を致します。是非ご参加ください。

参加費
無料

日時 ① 2022年11月7日（月） 14:00～15:30

場所 ZoomシステムによるWEB配信
PC等をご用意頂き、開始時間になりましたら、事前にご案内いたしますURLにログインください。

お申込み方法 下記の「申込方法」をご覧ください。

申し込み期限 2022年10月31日（月） ※先着順で定員100名に達し次第、受付を締切ります。

講演内容

第1部テーマ：「法改正で何か変わる？アルコールチェック義務化」

第2部テーマ：「事業継続力強化計画の認定制度を活用しよう」

【第一部】

道路交通法施行規則の改正により、定員11名以上の自動車の場合は1台、その他の自動車の場合は5台以上使用している事業所に対し、「アルコール検知器による酒気帯びの確認」が段階的に義務化されています。今回の改正の意義を正しく理解し「どこまでやれば良いのか」「どうやったら実行できるか」について分かりやすく解説します。

【第二部】

近年、激甚化・頻発化する自然災害等に対して、中小企業においても対応力の強化が求められております。このような中、防災・減災等の事前対策に関する計画を策定し経済産業大臣の認定を受ける事で各種支援を受ける事が可能となっています。事業継続力強化計画認定取得のメリットと認定を活用した事業活動のポイントを分かりやすく解説します。
(注)上記プログラムは変更になる可能性があります。予めご了承ください。

講師紹介

三井住友海上経営サポートセンター
経営リスクアドバイザー
早川 一郎 氏

三井住友海上 営業推進部
藤田 大輔 氏

申込方法

1. メールによる申込

標題を「セミナー参加」とし下記①～④までご記載の上、kyosai@aiweb.or.jpまで送信をお願いします。

2. FAXによる申込

下記にご記入の上、FAX **052-485-9199**までFAXをお願いします。愛知県中央会総務部行
※頂いたメールアドレス宛に、WEBセミナーのご案内（URL、ID、PW等）をお送りしますので、必ず記載願います。

| | |
|---------------|---|
| ①組合名 / 会社名 | / |
| ②役職 / 氏名 | / |
| ③電話 / FAX番号 | / |
| ④メールアドレス | @ |
| ⑤愛知県中央会推進代理店名 | |

【個人情報のお取り扱いについて】

申込書に記載いただきました情報は、主催社のセミナーや商品・サービスに関するご案内に使用することがあります。

お問合せ先

愛知県中小企業団体中央会 総務部 Tel: 052-485-6811 (担当: 上瀧、堀川)
三井住友海上火災保険(株) 愛知支店愛知第二支社 Tel: 052-223-4173 (担当: 近藤)